

女性活躍推進法に基づく

医療法人 郷の会 一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下のように行動計画を策定する。

【計画期間】

令和4年4月1日から令和6年5月31日

【内容】

年次有給休暇の取得率を計画期間内に5%以上上昇させる。

(対策)

- 令和4年4月～ 有給休暇の取得促進のため、各部の業務削減案を検討する。
- 令和5年4月～ 有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和5年6月～ 有給休暇の取得率が低い職員に、各部の所属長が面談を実施する。